

社団法人一宮青年会議所定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人一宮青年会議所という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県一宮市栄四丁目2番1号（一宮商工会議所内）に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、経済、社会、および文化等の向上をはかり、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 経済、社会、文化等に関する諸問題の研究及びそれらの発展に関する事業
- (2) 青少年その他市民のための慈善、社会奉仕、社会福祉に関する事業
- (3) 住みよい町づくりのための環境改善に関する事業
- (4) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所並びにその他諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(運営の原則)

第5条 この法人は、特定の個人、または法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2. この法人は、特定の政党のために利用してはならない。

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した愛知県一宮市、尾西市、葉栗郡木曾川町およびその近郊に居住する25才以上40才未満の品格ある青年（事業年度の途中において40才に達した正会員は、その年度終了に至るまで正会員の資格を有するものとし、すでに他の青年会議所の正会員であるものは、この法人の正会員の資格を有しないものとする。）
- (2) 特別会員 40才に達したことにより正会員の資格を失った者で、理事会で承認されたもの
- (3) 名誉会員 この法人に功労のある者で、理事会で承認されたもの
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体で、理事会で承認されたもの

（会員の権利）

第7条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

（会員の義務）

第8条 この法人の会員は、定款その他の規定を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

（入会）

第9条 正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2. 理事長は、前項の申し込みを受けたときは、理事会の承認を得て入会を許可する。

（入会金および会費の納入等）

第10条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金および会費を納めなければならない。

2. 既納の入会金および会費は、返還しないものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の1に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡または解散したとき。
- (4) 破産宣告または後見開始もしくは保佐開始の審判を受けたとき。

(退 会)

第12条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第13条 会員が、次の各号の1に該当するときは、総会において出席正会員の4分の3以上の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を汚し、または信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款または総会の議決を無視する行為があったとき。
- (3) 著しく会費を滞納したとき。
- (4) 著しく出席義務を怠ったとき。

(権利の喪失)

第14条 退会した者または除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納入した会費その他この法人の資産に対して、何らの請求をすることができない。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 長 1人

- (2) 副理事長 3人以上5人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 10人以上20人以内（理事長、副理事長および専務理事を含む。）
- (5) 監事 3人

（役員の資格および選任）

第16条 役員は、総会において選任する。

2. 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
3. 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
4. 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員任期）

第17条 役員任期は毎年1月1日から同年12月31日までとし、再任を妨げない。

2. 期の半ばに選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. この定款に定めた役員員数を欠く場合には、退任した役員は、後任者の就任するまでその職務を行なうものとする。

（役員職務）

第18条 理事長は、この法人を代表し、所務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
3. 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して所務を処理し、事務局を統括する。
4. 理事は、理事会を構成し、所務を執行する。
5. 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。

- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況また業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会または愛知県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会の招集を請求し、または召集すること。
6. 監事は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の辞任および解任)

第19条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2. 役員が次の各号の1に該当するときは、総会において出席正会員の4分の3以上の議決をもってその役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の著しい義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第 4 章 総 会

(総会の構成)

第20条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の種類)

第21条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の招集)

第22条 通常総会は、毎年1月および12月に理事長が招集する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。
 - (1) 理事長が、必要と認めたとき。
 - (2) 理事会が、招集が必要である旨を議決したとき。
 - (3) 5分の1以上の正会員より、会議の目的である事項を示して請求があったとき。

- (4) 監事から、会議の目的である事項を示して、臨時総会の請求があったとき。
3. 理事長は、前項第2号から第4号までに規定する場合にあっては、その議決または請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会の招集は、会議の目的である事項、日時および場所を記載した書面をもって、開催日の10日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の議決)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2. 総会に出席しない正会員の表決権の行使は、民法第65条第2項の規定にかかわらず、書面をもってすることはできず、また代理人をもってすることもできない。

(表決権)

第25条 正会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

(総会の議決事項)

第26条 総会は、この定款に別に定めるもののほか次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の決定および変更
- (2) 事業報告および収支決算の承認
- (3) その他重要な事項

(総会の議決事項の通知)

第27条 理事長は、総会の終了後、遅滞なくその議決事項を会員に書

面で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長および議長が指名する出席正会員2人以上がこれに署名押印するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過および要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

3. 前項の議事録は、事務局に備え付けておかなければならない。

第 5 章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、毎月1回以上理事長がこれを招集する。

2. 3分の1以上の理事が会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求したときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決)

第31条 理事会は、理事の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席した理事の過半数(総会において特別議決を要する事項についての議事は4分の3以上の多数)をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(理事会の議決事項)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 所務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会から委任された事項
- (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (5) その他の重要事項

2. 前項第4号の議決事項は、次の総会において承認を得なければ
ならない。

(規定の準用)

第33条 第23条、第25条および第28条の規定は、理事会に準用する。

この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第 6 章 例会および委員会

(例 会)

第34条 例会は、原則として毎月1回以上、事業計画に基づき開催する。

(委員会の設置)

第35条 この法人は、その目的達成に必要な事項を調査研究および企画立案し、または実施するために委員会を置く。

(委員会の構成)

第36条 委員会は、委員長1人および委員若干人をもって構成する。

2. 委員長は、理事のうちから理事会の承認を得て、理事長が任命し、委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て委員長が任命する。

第 7 章 事務局

(事務局)

第37条 この法人は、その事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第 8 章 資産及び管理

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成するものとする。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を得て、理事長が別に定める。

(経費の支弁等)

第41条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

2. 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第42条 理事長は、毎事業年度終了とともに次の書類を作成し、当該事業年度終了後最初の通常総会開催日の7日前までに、監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 計算書類（収支計算書、正味財産増減計画書、貸借対照表お

よび財産目録)

2. 監事は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、その当該事業年度終了後最初の通常総会の前日までに、意見書を理事長に提出しなければならない。
3. 理事長は、前項の意見書を添えて、第1項の書類を当該事業年度終了後最初の通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。
4. 理事長は、当該事業年度終了後最初の通常総会の開催日の7日前までに第1項の書類を事務局に備え付けておかなければならない。

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において出席正会員の4分の3以上の議決を得、かつ、愛知県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第44条 この法人は、総会において、出席正会員の4分の3以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第45条 この法人が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を得、かつ愛知県知事の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ公益法人、その他の団体に寄附するものとする。

(清算人)

第46条 この法人の解散に際しては、理事をもって清算人とする。

2. 清算人は、就任の日からすみやかに清算事務を処理し、総会の承認を得、愛知県知事に届け出なければならない。

第10章 雑 則

(関係書類の備付)

第47条 この法人は、定款、諸規定、事業報告書、会計帳簿および会員名簿を事務局に備え付けておかなければならない。

(関係書類の閲覧)

第48条 会員は、前条の書類をいつでも閲覧することができる。

2. 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正等な理由がない限り、これを拒んではならない。

(顧問、相談役)

第49条 この法人に顧問および相談役を置くことができる。

2. 顧問および相談役は、理事会においてこれを推薦し、総会の議決を経てこれを委嘱する。

(細 則)

第50条 この定款に定めるものほか、この法人の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

附 則

1. この法人の設立により、一宮青年会議所の会員および一切の資産は、この法人が承継する。
2. この法人設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
3. この法人設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、設立許可の日に始まり、昭和48年12月31日に終るものとする。
4. この法人設立当初および昭和49年度の役員は、第16条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条の規定にかかわらず、設立当初の役員は昭和48年12月31日までとし、昭和49年度の役員は、昭和49年1月1日から同年12月31日とする。

附 則

この定款の変更は、平成15年1月1日から施行する。

本定款は、昭和58年11月8日愛知県知事の認可を受け改正し、同日より施行する。

附則3において、「第37条」は、平成15年1月1日以降、「第38条」と読み替える。

上記は、当社団法人の定款の原本と相違ありません。

平成16年1月23日

社団法人 一宮青年会議所

理 事 ・ 田 直 樹